

## 設置の趣旨

市長部局と市教委が、「いじめ対策チーム」として、心身に苦痛を感じている児童生徒の情報を共有し、それぞれの専門性を生かして事案に対処することにより、学校だけでは解決が難しい事案や、被害児童生徒や保護者が学校の対応に不満を抱いている事案などの困難ケースについて、学校への適切な指導助言・支援や、被害児童生徒と保護者への支援に一体的に取り組み、重大事態に至る前の段階での早期解決を図る「旭川モデル」によるいじめ対策を推進する。

## 組織の位置付け等

いじめ対策については、これまで教育委員会において生徒指導の一部として実施してきたところであるが、令和5年度から、市の事務分掌として「いじめ対策」を明確に位置付け、子どもの人権を守るための「いじめ対策」の取組の強化を図る。

**【いじめ防止対策推進部長の職務】**～次の事項に係る指揮命令

- いじめ対策に関する事務（教育委員会の職務権限を除く。）の処理
- 市いじめ対策チームにおけるいじめ問題の解決に向けた調整

**【いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課の業務】**

（子どもの人権を守る福祉面の支援）

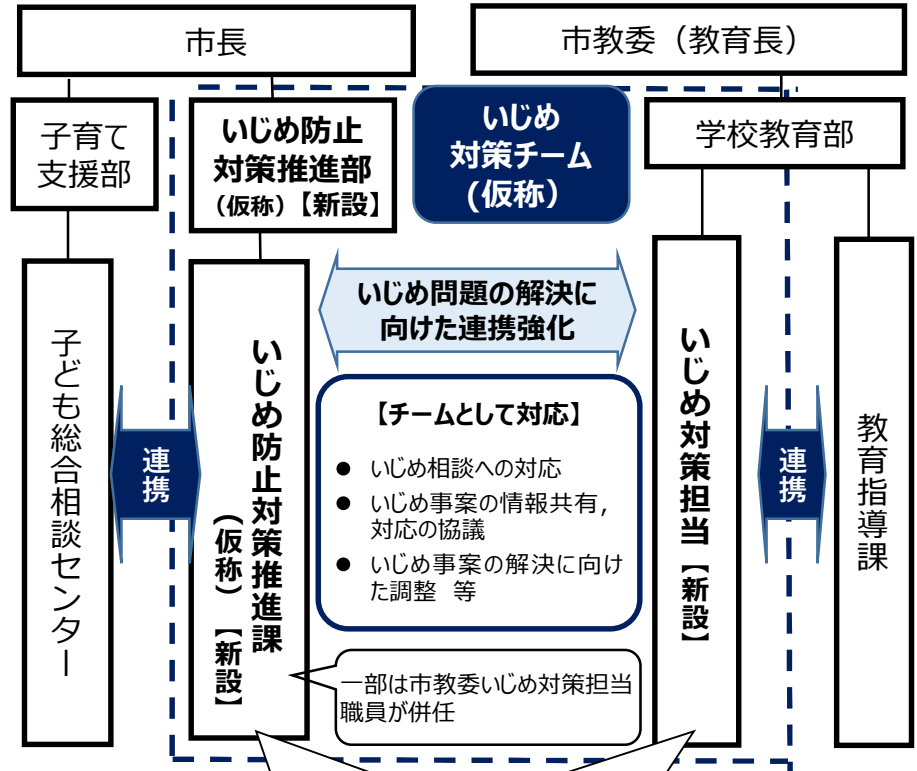
- いじめ被害を受けた児童生徒に寄り添った第三者的な立場からの支援
- 地域ぐるみでのいじめ対策の推進 等

**【学校教育部いじめ対策担当の業務】**（教育委員会の職務権限）

- 学校におけるいじめの防止及び早期発見のための措置
- いじめ対応に係る学校への指導助言 等

## 効果・ねらい等

- いじめ問題の解決に向けて、市長部局と教育委員会の両面から一貫した対応が可能となる。
- 市長直属の組織として、教育委員会と一体的にいじめ対策に取り組むことを対外的にアピールできる。
- いじめ対策に関する事務における教育委員会の職務権限の明確化により、教育の中立性の確保を図る。
- いじめの背景にある子どもの様々な課題について、福祉面からの支援の充実が図られる。



◆いじめ対策に関する事務（教育委員会の職務権限に属する事務を除く。）

- 被害児童生徒等への支援
- いじめ問題の解決のための調整及び要請
- 地域ぐるみでのいじめ対策の推進 等

◆いじめ対策に関する事務（教育委員会の職務権限に属する事務）

- 学校におけるいじめの防止及び早期発見のための措置
- 学校におけるいじめへの対処に係る指導助言 等